

令和4年度香港における「ふくしまの今」情報発信事業 委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「令和4年度香港における『ふくしまの今』情報発信事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 目的

香港においてイベント等を開催し、本県の現状や安全・安心の取組、県産農林水産物の魅力など「ふくしまの今」を発信することで、県産農林水産物の風評払拭及び販路拡大につなげる。

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

3 業務の内容

（1）量販店におけるフェアの実施

香港の量販店において県産品ブースを設け、試食提供や販売等のフェアを実施し、県産農林水産物の魅力や安全性を発信する。

ア 実施期間

令和5年1月以降、7日間以上

ただし、店舗ごとに実施日が異なってもよいものとする。

イ 実施店舗

香港特別行政区内の2店舗以上

ウ 実施内容

（ア）量販店内に特設ブースを設け、県産品の試食提供や販売を実施すること。

（イ）県オリジナル米「天のつぶ」等を使用した、おにぎりやお弁当等のデリカ商品を製作し、販売すること。

（ウ）販売する県産品の魅力や食べ方等がわかるようPOP等を掲示すること。

（エ）県産農林水産物及び福島の魅力や安全・安心を発信するパネル、映像モニター等を設けること。

（オ）県産品の購入者に対してプレゼントキャンペーンを実施すること。

（カ）アンケートの実施により県産農林水産物に対する意識調査を実施すること。

エ 県産品の輸送

県内事業者、輸入事業者及び卸売業者等と連携の上、香港への輸出が可能な県産品を手配し、香港へ輸送すること。

オ 現地協力会社の手配

イベントを実施する現地店舗との打ち合わせや資材搬入、販売スタッフの調整等を代行できる協力会社を手配すること。

カ 販売スタッフ等への事前研修の実施

フェア実施前に、販売スタッフ等に対して、福島県の基本情報や安全・安心の取組

等に関する研修を実施すること（リモートでも可）。

キ メディア周知

本イベントにおける集客及び本県の魅力発信のため、現地香港メディア・インフルエンサーにイベント情報等を周知させること。

ク 各種申請

事業実施にあたり、各種申請が必要な場合は取りまとめて行い、イベントを行う場合はイベント保険に加入すること。また、安全管理を徹底し、疑義が生じた場合は、県と協議し、適宜対応すること。

ケ その他

新型コロナウイルス等の影響により、対面による販売促進活動が困難となった場合、同程度の効果が見込める代替案を実施すること。

(2) 飲食店におけるフェアの実施

レストラン等の飲食店において、県産品を食材とした料理を提供し、県産品の魅力や安全性を発信する。

ア 実施期間

令和5年1月以降1か月程度

ただし、店舗ごとに実施日が異なってもよいものとする。

イ 実施店舗

香港特別行政区内の5店舗程度

ウ 実施内容

飲食店等と連携し、県産品を食材としたメニューを開発して提供するとともに、効果的な方法により県産農林水産物及び福島の魅力や安全・安心を発信すること。

エ 県産品の輸送

県内事業者、輸入事業者及び卸売業者等と連携の上、香港への輸出が可能な県産品を手配し、香港へ輸送すること。

オ 現地協力会社の手配

フェアを実施する現地店舗との打ち合わせや資材搬入、スタッフの調整等を代行できる協力会社を手配すること。

カ 飲食店関係者への事前研修の実施

フェア実施前に、飲食店関係者に対して、福島県の基本情報や安全・安心の取組等に関する研修を実施すること（リモートでも可）。

キ メディア周知

本フェアにおける集客及び本県の魅力発信のため、現地香港メディア・インフルエンサーにイベント情報等を周知させること。

ク 各種申請

事業実施にあたり、各種申請が必要な場合は取りまとめて行い、イベントを行う場合はイベント保険に加入すること。また、安全管理を徹底し、疑義が生じた場合は、県と協議し、適宜対応すること。

ケ その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、実施が困難となった場合、同程度の効果が見込める代替案を実施すること。

(3) 各種フェアの取組と連動した独自提案の取組の実施

前項(1)量販店フェア(2)飲食店フェアの開催に際し、効果的な方法で県産品の魅力を発信するとともに、フェアの開催も県産品が量販店または飲食店において継続した取引に繋がるような取組の提案を行うこと。

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届(別記第1号様式)
- (2) 完了届(別記第2号様式)
- (3) その他甲が必要と判断したもの。

5 成果品

- (1) 「業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書。(実施状況写真含む)
- (2) その他甲が必要と判断したもの。

6 財産権の取扱い

乙の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として甲に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、甲に申し立てて乙に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、甲に報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のために要請する場合、甲に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、甲の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 乙が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。

7 その他

(1) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定める。

- (3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等

の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。